

京都市訓令甲第 21 号  
交 通 局  
上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

第4条第1項表以外の部分中「別表第1局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項」を「別表第1局長及び担当局長（環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項」に，「課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策調整第一課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項（これらの項中別に定めるものを除く。）」を「課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項」に改め，同項の表中「担当局長（」の右に「環境政策局ごみ減量担当局長，」を加え，「政策調整第一課長」を「政策企画課長」に改める。

第7条を削る。

別表第2上下水道局長の項の次に次の1項を加える。

総務部長	(1) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事 こと。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (2) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事 こと。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (3) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に 関すること。
------	--

別表第2経営・防災担当部長の項中第6号及び第7号を削り，第8号を第6号とし，第9号を削る。

附 則

この訓令は，平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)